

勝央町の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	11,478	4,944,098	341,870	927,263	18.8	17.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

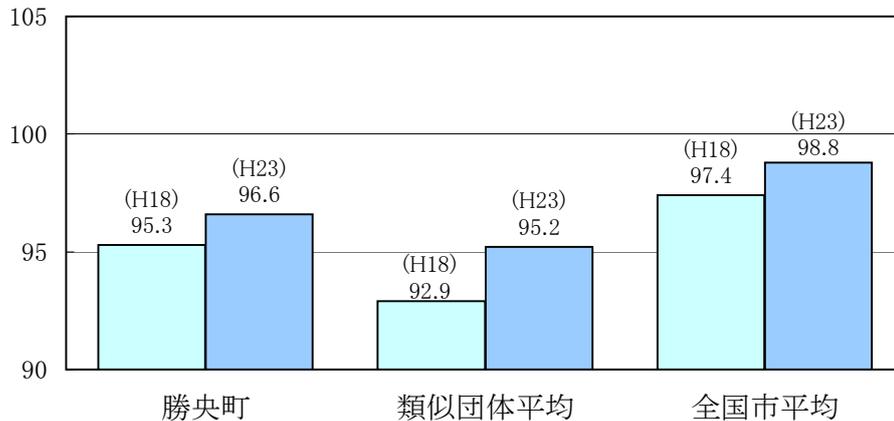
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)21年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	117	412,884	19,436	143,810	576,130	4,924	4,900

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給与表の状況(平成23年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給与月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給与月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
勝央町	44.0 歳	325,200 円	352,400 円	352,400 円
岡山県職員	42.7 歳	311,130 円	395,015 円	340,809 円
国	42.3 歳	327,205 円	**** 円	397,723 円
類似団体	42.8 歳	317,508 円	371,662 円	342,056 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間				参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
勝央町	46.5 歳	13 人	247,900 円	252,700 円	252,700 円	-	- 歳	- 円		
うち調理員	40.3 歳	6 人	222,333 円	224,683 円	224,683 円	-	- 歳	- 円		
岡山県職員	50.8 歳	144 人	332,306 円	389,742 円	355,584 円	-	- 歳	- 円		
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	- 円	321,662 円	-	- 歳	- 円		
類似団体	49.5 歳	8 人	276,247 円	294,400 円	284,789 円	-	- 歳	- 円		

③教育職については、該当なし

- (注)1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		勝 央 町	岡 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	171,120 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	136,803 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	136,803 円	137,200 円
	中 学 卒	***** 円	122,109 円	***** 円

※岡山県では職員の給与の特例に関する条例により、岡山県職員の給料及び期末勤勉手当は7.4%削減されています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

【勝央町】

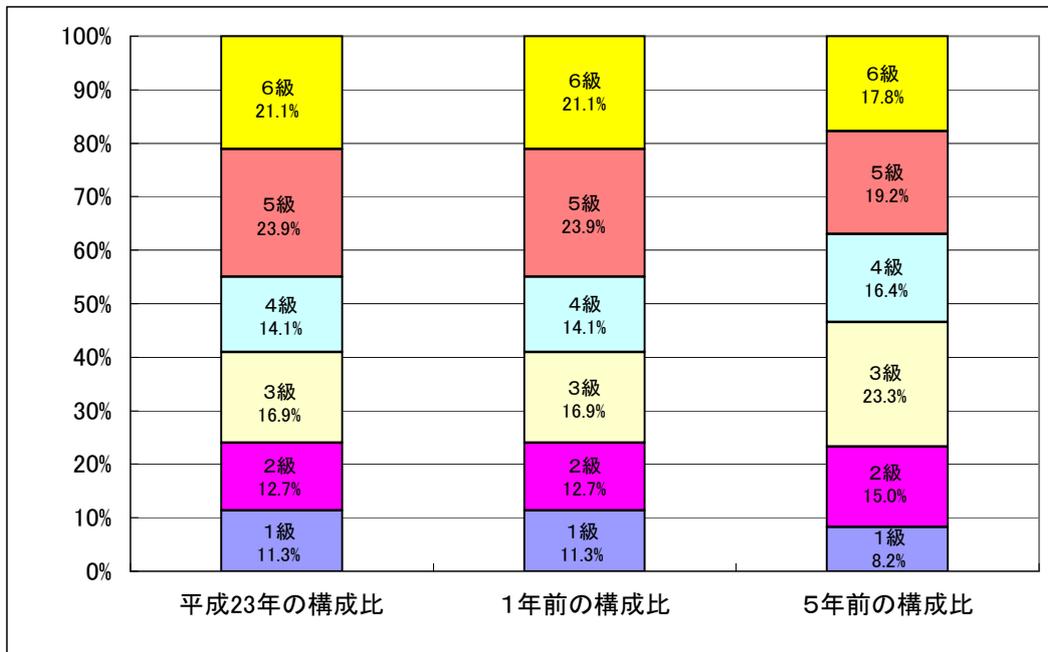
区 分		経験年数10年程度	経験年数15年程度	経験年数20年程度
一般行政職	大 学 卒	245,850 円	286,400 円	351,600 円
	高 校 卒	220,300 円	258,200 円	312,100 円
技能労務職	高 校 卒	***** 円	***** 円	285,000 円
	中 学 卒	***** 円	***** 円	***** 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	・主事補又は技師補の職務 定期的な業務を行う主事又は技師	8 人	11.3 %
2 級	・高度の知識又は経験を必要とする 主事又は技師	9 人	12.7 %
3 級	・相当高度な知識又は経験を必要とする 主事又は技師 ・主任	12 人	16.9 %
4 級	・主査	10 人	14.1 %
5 級	・参事補、室長補佐及び園長	17 人	23.9 %
6 級	・参事、局長及び室長	15 人	21.1 %

(注) 1 勝央町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の業績、能力、意欲・態度を把握し、職員の執務について統一的に勤務実績の考課を行って、能力育成の指針とするとともに、能力に応じた適正な人事配置を行うことにより勤労意欲の増進を促し、公務能率の向上を図るために、平成19年度から人事考課を導入しているが、勤務成績の昇給への反映は行っていない。
今後、人事考課が職員に定着し、考課者基準のレベルが整った時点において昇給時の昇給幅及び勤勉手当成績率算定の基礎資料として活用する予定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

勝 央 町	岡山県職員	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,325 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,532 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-)月分 (-)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.4539 月分 勤勉手当 1.27325 月分 (1.3427)月分 (0.6019)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 役職加算5%~15%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

※岡山県では職員の給与の特例に関する条例により、岡山県職員の給料及び期末勤勉手当は7.4%削減されています。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

現在、勤務実績の勤務手当への反映は行っていない。
一律支給:6月 0.675月分、12月 0.675月分

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

勝 央 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	17,740 千円		1人当たり平均支給額	***** 千円	***** 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当については該当なし

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)				115 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)				38 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)				2.2 %
手当の種類(手当数)				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
清掃作業従事手当	清掃作業の自動車の運転に従事した職員	清掃作業	月額3,500円	
火葬手当	火葬処理作業に従事した職員	火葬処理	1件当たり1,500円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	4,335 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	32 千円
支給実績（21年度決算）	5,158 千円
職員1人当たり平均支給年額21年度決算）	38 千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	ア配偶者13,000円 イ配偶者以外の扶養親族 ①1人につき6,500円 ②配偶者非扶養の場合 そのうち1人について6,500円 ③配偶者がいない場合 そのうち1人について11,000円 特定期間の加算 5,000円	同		7,787 千円	237,600 円
住居手当	家賃23,000円以下(家賃- 12,000)*2/3円 家賃23,000円を超え55,000円未満 ((家賃-23,000円)×1/2+ 11,000)*2/3円 家賃55,000円以上 18,000円	異	国制度の1/3	2,387 千円	102,000 円
通勤手当	自動車等の使用を常例とし、通勤距離が片道2km以上であること 片道使用距離により、2,000円～ 24,500円	同		4,928 千円	56,400 円
管理職手当	6級(参事相当職) 27,000円 5級(参事補相当職) 18,000円	異	対象級・金額	7,128 千円	255,600 円
こども手当	3歳以上12歳以下(小学校修了前)の児童に対し、 第1子及び第2子は月額5,000円 第3子以降は、月額10,000円 3歳未満は、月額10,000円	同		4,149 千円	207,450 円

5 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分	給料	月額	等
給料	町長	720,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 517,200 円
	副町長	610,000 円	680,000 円 / 429,100 円
報酬	議長	300,000 円	340,000 円 / 148,100 円
	副議長	240,000 円	280,000 円 / 122,000 円
	議員	220,000 円	260,000 円 / 113,000 円
期末手当	町長	(22年度支給割合)	
	副町長 収入役	3.95 月分	
退職手当	議長	(22年度支給割合)	
	副議長 議員	3.10 月分	
備考	市区町村長	(算定方式) 在職期間1年につき100分の500	(1期の手当額) 14,400,000円
	副町長	在職期間1年につき100分の300	7,320,000円
			(支給時期) 任期満了時

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

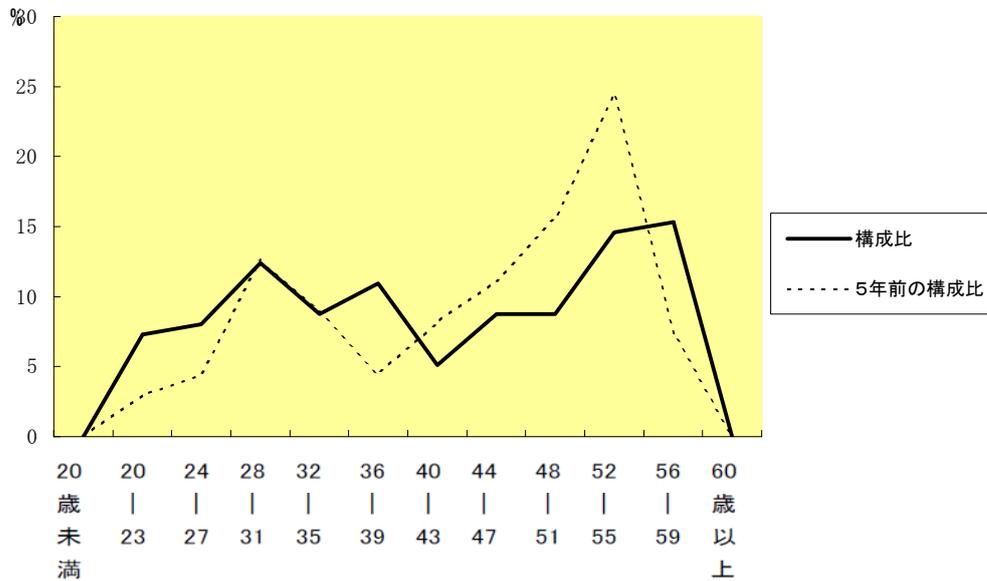
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	議会	2	2	0	育児休暇から職場復帰	
	総務	17	16	-1		
	税務	5	5	0		
	一般行政部門	労働	0	0	0	農業業務の拡大
		農林水産	7	8	1	
		商工	1	1	0	
		土木	6	6	0	
民生		51	53	2		
衛生	10	10	0	子育て支援の充実		
計	99	101	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 87.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.29 人)		
	教育部門	19	19	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	118	120	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.55 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 105.74 人)	
公営企業会計等部門	水道	3	3	0	事務事業の縮小	
	下水道	10	8	-2		
	その他	7	7	0		
	小計	20	18	-2		
合計		138 [157]	138 [157]	0 []	<参考> 人口1万人当たり職員数 120.23 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長含む。)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	10人	11人	17人	12人	15人	7人	12人	12人	20人	21人	0人	137人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含まない。)

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部 門	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	95	95	97	98	99	101	6(6.3%)
教 育	18	18	19	19	19	19	1(5.6%)
消 防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計	113	113	116	117	118	120	7(6.2%)
公営企業等会計	23	24	24	20	20	18	▲5(▲21.7%)
総合計	136	137	140	137	138	138	2(1.5%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	410,024	-78,884	18,098	4.41	4.52

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	3	12,625	987	4,486	18,098	6,033

(参考)総務省提供 市町村平均給与費
千円 7,252

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

※なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
勝 央 町	47.0 歳	350,694 円	502,722 円
団 体 平 均	45.8 歳	387,790 円	603,860 円

(注) 平均月収には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

勝 央 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(22年度) 1,495 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,510 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 ()月分 ()月分	(22年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 ()月分 ()月分
(加算措置の状況) 役職加算5%~15%	(加算措置の状況)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(23年4月1日現在)

勝 央 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	**** 千円	**** 千円	1人当たり平均支給額	**** 千円	**** 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、****年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当については該当無し

エ 特殊勤務手当については該当無し

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	129 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	43 千円
支給実績(21年度決算)	120 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	40 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	ア配偶者13,000円 イ配偶者以外の扶養親族 ①1人につき6,500円 ②配偶者非扶養の場合 そのうち1人について6,500円 ③配偶者がいない場合 そのうち1人について11,000円 特定期間の加算 5,000円	同		528 千円	176,000 円
住居手当	家賃23,000円以下 家賃-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同		106 千円	105,600 円
通勤手当	自動車等の使用を常例とし、通勤距離が片道2km以上であること 片道使用距離により、2,000円～24,500円	同		238 千円	79,200 円
管理職手当	6級(参事相当職) 27,000円 5級(参事補相当職) 18,000円	異	対象級・金額	324 千円	324,000 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況
実績無し

8 職員の勤務時間その他勤務条件

(1) 勤務時間の状況

	平成21年3月31日まで	平成21年4月1日以降
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分	午前8時30分～午後5時15分
休憩時間	午後12時15分～午後1時	午後12時00分～午後1時
休息時間	廃 止	廃 止

(注) 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員(図書館等)は、上の表以外の勤務時間の割り振りによります。(1日8時間勤務から1日7.75時間勤務に変更)

(2) 休暇、休暇制度の取得状況

職員の休暇、休暇制度については、勝央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や職員の育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業の状況は下の表のとおりです。

区 分	休暇(休業)期間	平成22年度取得状況
年次有給休暇	20日(1年当たり)	平均 7.2 日
夏季休暇	3日(毎年7月1日～9月30日までの期間)	平均 2.6 日
産前・産後休暇	産前8週間・産後8週間	取得者 0 人
病気休暇	原則90日以内	取得者 3 人
介護休暇	6月以内	取得者 0 人
看護休暇	5日以内(小学校就学の始期に達するまでの子)	取得者 7 人
育児休業	子が3歳に達するまでの期間のうち、申請して承認された期間	取得者 3 人

9 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

平成22年度の分限処分の状況は、下の表のとおりです。

降任	免職	休職	降級	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2)懲戒処分の状況

平成22年度の懲戒処分の状況は、下の表のとおりです。

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

(注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分をいいます。

10 職員のサービスの状況

(1)職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、秘密を守る義務(同法第34条)、職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法第37条)、営利企業等の従事制限(同法第38条)などサービス上の強い制約を課しています。

(2)職務専念義務免除の状況

平成22年度の職務専念義務免除の状況は、下の表のとおりです。

免除の事由	承認件数
研修を受ける場合	0件
厚生に関する計画に実施に参加する場合	0件
町長が別に定める場合	4件

(3)営利企業等従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を得なければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています。(地方公務員法第38条)

内容	申請件数	許可件数
営利企業等従事許可申請・許可件数	0件	0件

11 職員の研修及び人事考課の状況

(1) 職員の研修の状況(平成22年度)

職員派遣研修			人
県職員との人事交流			人
自治大学校			人
岡山市町村職員研修センター実施の研修		44	人
必須	新規採用職員研修	4	人
	新任課長補佐研修	6	人
	新任係長研修	7	人
	一般職員初級	5	人
	一般職員中級		人
	一般職員上級	7	人
専門	職場研修指導者養成	2	人
	法制執務研修		人
	マナー研修指導者養成		人
	法令実務	3	人
	地方自治法・地方公務員法		人
	民事法	4	人
	文章力向上	3	人
	クレーム対応	3	人
	マネジメント研修		人
特別研修		0	人
基本スキル研修			人
合 計		44	人

(注) 上の表の研修は、総務部が管理する研修です。この他、各部(局・室)での業務の専門的研修があります。

(2) 人事考課の状況

人事考課は、直属の参事等により業務目標の達成度や職務遂行能力などについて評価され、職員の資質向上など人材育成を主眼とし行っており、今後、昇任・昇格・人事異動の資料として組織の活性化に活用していく予定です。

12 職員の福祉等の状況

(1) 福利厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成22年度の状況は下の表のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況
健康 管理	定期健康診断	全職員	85 人
	一般ドック	希望職員	77 人
	脳ドック	希望職員	13 人
	子宮がん検診	希望職員	41 人
福利 事業	職員互助会への補助	冠婚葬祭等に係る給付事業及び文化レクリエーション等の福利増進事業に対する補助	補助金額 0千円

(2) 共済制度の状況

社会保障の一環としての共済制度の概要は、次のとおりです。

- ① 機 関 岡山市町村職員共済組合
- ② 事業概要 (ア)短期給付事業 病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して必要な給付を行う。
(イ)長期事業 退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
(ウ)福祉事業 健康診断などの健康の保持増進事業、貸付などを行う。
- ③ 財 源 必要な費用は、「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

主な短期給付の状況は、下の表のとおりです。

区分	主な内容	件数	金額
保健給付	医療の給付	25 件	2,690 千円
	高額医療費		
	出産費		
休業給付	傷病手当金	7 件	6,797 千円
	育児休業手当金		
災害給付	災害見舞金	0 件	0 千円
付加給付等	入院付加金	25 件	713 千円
	一部負担金払戻		

(注) H21.4.1～H22.3.31の期間に給付されたのべ件数及び金額となっています。

(注) 給付実績は、組合員とその家族(被扶養者)を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害(負傷、疾病、障害及び死亡)又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填(補償)と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業(福祉事業)を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

公務災害又は通勤災害と認定された件数は下の表のとおりです。

平成22年度実績	
認定件数	0件
うち公務災害	0件
うち通勤災害	0件

13 勤務条件及び不利益処分に関する不服申立て等の状況

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を講じるとともに、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定を行う岡山県人事委員会に事務を委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成22年度の措置の要求はありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成22年度の不服申立てはありません。